

## 青森市市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

## 第一条による改正（青森市市税条例（平成十七年青森市条例第六十二号））

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第十四条 〔略〕</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が三十一万五千円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢十六歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に十八万九千円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第二十二條の二 所得割の納税義務者が、前年中に法第三百十四條の七第一項第一号及び第二号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち、規則に定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第二項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第二十条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百七条第一号に規定する</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第十四条 〔略〕</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が三十一万五千円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____</p> <p>_____の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に十八万九千円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第二十二條の二 所得割の納税義務者が、前年中に法第三百十四條の七第一項第一号及び第二号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち、規則に定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第二項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第二十条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百七条第一号に規定する</p>

改正後	改正前
<p>独立行政法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>三 所得税法施行令第二百十七条第一号の二に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>四 所得税法施行令第二百十七条第二号に規定する法人に対する寄附金（法第三百十四条の七第一項第二号に掲げるもの及び<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>五 所得税法施行令第二百十七条第三号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十五号）附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第二百十七条第一項第二号及び第三号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>六 所得税法施行令第二百十七条第四号に規定する学校法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>七 所得税法施行令第二百十七条第五号に規定する社会福祉法人に対する寄附金</p>	<p>独立行政法人に対する寄附金（_____</p> <p>_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>三 所得税法施行令第二百十七条第一号の二に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（_____</p> <p>_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>四 所得税法施行令第二百十七条第二号に規定する法人に対する寄附金（法第三百十四条の七第一項第二号に掲げるものを<u>除く。</u></p> <p>_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>五 所得税法施行令第二百十七条第三号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十五号）附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第二百十七条第一項第二号及び第三号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（_____</p> <p>_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>六 所得税法施行令第二百十七条第四号に規定する学校法人に対する寄附金（_____</p> <p>_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>七 所得税法施行令第二百十七条第五号に規定する社会福祉法人に対する寄附金</p>

改正後	改正前
<p>(法第三百十四条の七第一項第二号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>八 所得税法施行令第二百七条第六号に規定する更生保護法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>九 〔略〕</p> <p>十 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第二十八条の二 〔略〕</p> <p>2及び3 〔略〕</p> <p>4 給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第四十八条の九の七の二において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第四項及び第五十六条第</p>	<p>(法第三百十四条の七第一項第二号に掲げるものを除く。)</p> <p>_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>八 所得税法施行令第二百七条第六号に規定する更生保護法人に対する寄附金(_____当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>九 〔略〕</p> <p>十 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの_____を除く。)</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第二十八条の二 〔略〕</p> <p>2及び3 〔略〕</p> <p>4 給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている_____場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第四項</p>

改正後	改正前
<p>三項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 〔略〕</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第二十八条の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢十六歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>一から三まで 〔略〕</p> <p>2及び3 〔略〕</p> <p>4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第四十八条の九の七の三において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供</u></p>	<p>___において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 〔略〕</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第二十八条の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(<u>控除対象扶養親族を除く</u>。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>一から三まで 〔略〕</p> <p>2及び3 〔略〕</p> <p>4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第二百三条の六第六項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u> 場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供</p>

改正後	改正前
<p>することができる。</p> <p>5 〔略〕</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第五十五条 第五十三条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>一 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第一項の規定による申告書（以下この条、<u>次条第二項及び第三項並びに第五十七条第一項</u>において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第一項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第四十九条及び第五十条の規定を適用して計算した税額</p> <p>二 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p>第五十六条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 <u>第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第四十八条の十八において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供</u></p>	<p>することができる。</p> <p>5 〔略〕</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第五十五条 第五十三条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>一 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第一項の規定による申告書（以下この条、<u>次条第二項及び</u> _____ <u>第五十七条第一項</u>において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第一項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第四十九条及び第五十条の規定を適用して計算した税額</p> <p>二 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p>第五十六条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>

改正後	改正前
<p>することができる。</p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第七十九条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第五十九条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十三万円を超える場合には、六十三万円）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十九万円を超える場合には、十九万円）並びに同条第四項本文の介護納付金課税額からホに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。</p> <p>一 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>四十三万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第七百三条の五に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額を控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第七十九条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第五十九条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十三万円を超える場合には、六十三万円）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十九万円を超える場合には、十九万円）並びに同条第四項本文の介護納付金課税額からホに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。</p> <p>一 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>三十三万円</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

改正後	改正前
<p>る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第七百三条の五に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p>	<p>_____を超えない世帯に係る納税義務者</p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第一百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について 一万四千二十八円</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第一百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について 一万四千二十八円</p>
<p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 一万七千三百四円</p> <p>(2) 特定世帯 八千六百五十二円</p> <p>(3) 特定継続世帯 一万二千九百七十八円</p>	<p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 一万七千三百四円</p> <p>(2) 特定世帯 八千六百五十二円</p> <p>(3) 特定継続世帯 一万二千九百七十八円</p>
<p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第一百五十八条第二項</p>	<p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第一百五十八条第二項</p>

改正後	改正前
<p>に規定する世帯主を除く。)一人について 四千四百五十二円</p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 五千三百七十六円</p> <p>(2) 特定世帯 二千六百八十八円</p> <p>(3) 特定継続世帯 四千三十二円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について 九千六百六十円</p> <p>ニ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>四十三万円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあっては、<u>四十三万円</u>に当該給与所得者等の数から一を減じた数に<u>十万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき二十八万五千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について 一万二十円</p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>に規定する世帯主を除く。)一人について 四千四百五十二円</p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 五千三百七十六円</p> <p>(2) 特定世帯 二千六百八十八円</p> <p>(3) 特定継続世帯 四千三十二円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について 九千六百六十円</p> <p>ニ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>三十三万円</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき二十八万五千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について 一万二十円</p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>



改正後	改正前
<p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 一万二千三百六十円</p> <p>(2) 特定世帯 六千百八十円</p> <p>(3) 特定継続世帯 九千二百七十円</p> <p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 三千百八十円</p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 三千八百四十円</p> <p>(2) 特定世帯 千九百二十円</p> <p>(3) 特定継続世帯 二千八百八十円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 六千九百円</p> <p>三 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>四十三万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、<u>四十三万円</u>に当該給与所得者等の数から一を減じた数に<u>十万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき五十二万円を加算した金額を</p>	<p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 一万二千三百六十円</p> <p>(2) 特定世帯 六千百八十円</p> <p>(3) 特定継続世帯 九千二百七十円</p> <p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 三千百八十円</p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 三千八百四十円</p> <p>(2) 特定世帯 千九百二十円</p> <p>(3) 特定継続世帯 二千八百八十円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 六千九百円</p> <p>三 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>三十三万円</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき五十二万円を加算した金額を超</p>

改正後	改正前
<p>超えない世帯に係る納税義務者（前二号に該当する者を除く。）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 四千八円</p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（１） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 四千九百四十四円</p> <p>（２） 特定世帯 二千四百七十二円</p> <p>（３） 特定継続世帯 三千七百八円</p> <p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 千二百七十二円</p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（１） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 千五百三十六円</p> <p>（２） 特定世帯 七百六十八円</p> <p>（３） 特定継続世帯 千百五十二円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 二千七百六十円</p> <p>附 則</p> <p>（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p>	<p>えない世帯に係る納税義務者（前二号に該当する者を除く。）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 四千八円</p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（１） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 四千九百四十四円</p> <p>（２） 特定世帯 二千四百七十二円</p> <p>（３） 特定継続世帯 三千七百八円</p> <p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 千二百七十二円</p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（１） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 千五百三十六円</p> <p>（２） 特定世帯 七百六十八円</p> <p>（３） 特定継続世帯 千百五十二円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 二千七百六十円</p> <p>附 則</p> <p>（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p>

改正後	改正前
<p>第十二条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第十八条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（<u>年齢十六歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。</u>）の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）以下である者に対しては、第十三条第一項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2及び3 〔略〕</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第十三条 平成三十年度から<u>令和九年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第四条の四第三項の規定に該当する場合における第十九条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第一項」とあるのは「同条第一項（第二号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第四条の四第三項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>（法附則第十五条第二項第一号等の条例で定める割合）</p> <p>第二十条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>第十二条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第十八条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____</p> <p>_____の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）以下である者に対しては、第十三条第一項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2及び3 〔略〕</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第十三条 平成三十年度から<u>令和四年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第四条の四第三項の規定に該当する場合における第十九条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第一項」とあるのは「同条第一項（第二号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第四条の四第三項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>（法附則第十五条第二項第一号等の条例で定める割合）</p> <p>第二十条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>

改正後	改正前
3 法附則第十五条第二十三項に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。	3 法附則第十五条第二十六項に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。
4 法附則第十五条第二十四項第一号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。	4 法附則第十五条第二十七項第一号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。
5 法附則第十五条第二十四項第二号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。	5 法附則第十五条第二十七項第二号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。
6 法附則第十五条第二十四項第三号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。	6 法附則第十五条第二十七項第三号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。
7 法附則第十五条第二十五項第一号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。	7 法附則第十五条第二十八項第一号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。
8 法附則第十五条第二十五項第二号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。	8 法附則第十五条第二十八項第二号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。
9 法附則第十五条第二十七項第一号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。	9 法附則第十五条第三十項第一号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。
10 法附則第十五条第二十七項第一号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。	10 法附則第十五条第三十項第一号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。
11 法附則第十五条第二十七項第一号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。	11 法附則第十五条第三十項第一号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。
12 法附則第十五条第二十七項第一号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。	12 法附則第十五条第三十項第一号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。
13 法附則第十五条第二十七項第二号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、四分の三とする。	13 法附則第十五条第三十項第二号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、四分の三とする。
14 法附則第十五条第二十七項第二号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、四分の三とする。	14 法附則第十五条第三十項第二号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、四分の三とする。
15 法附則第十五条第二十七項第二号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、四分の三とする。	15 法附則第十五条第三十項第二号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、四分の三とする。
16 法附則第十五条第二十七項第三号イに	16 法附則第十五条第三十項第三号イに

改正後	改正前
<p>規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p>17 法附則第十五条第二十七項第三号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p>18 法附則第十五条第二十七項第三号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p>19 法附則第十五条第三十項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> <p>20 法附則第十五条第三十四項に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p>21 法附則第十五条第三十五項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> <p>22 法附則第十五条第四十二項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> <p>23 〔略〕</p> <p>24 〔略〕</p> <p>（令和四年度又は令和五年度における土地の価格の特例）</p> <p>第二十三条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第十七条の二第一項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第六十八条の規定にかかわらず、令和四年度分又は令和五年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第十七</p>	<p>規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p>17 法附則第十五条第三十項第三号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p>18 法附則第十五条第三十項第三号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p>19 法附則第十五条第三十四項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> <p>20 法附則第十五条第三十八項に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> <p>21 法附則第十五条第三十九項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> <p>22 法附則第十五条第四十一項に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>23 法附則第十五条第四十七項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> <p>24 〔略〕</p> <p>25 〔略〕</p> <p>（令和元年度又は令和二年度における土地の価格の特例）</p> <p>第二十三条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第十七条の二第一項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第六十八条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第十七</p>



改正後	改正前
<p>六条の規定の適用については_____</p> <p>_____</p> <p>_____、当該ガソリン軽自動車<del>が</del>令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>4 法附則第三十条第四項第一号及び第二号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第百六条の規定の適用については_____</p> <p>_____、当該ガソリン軽自動車<del>が</del>令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p> <p>6 <u>法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第百六条の規定の適用については、当該軽自動車<del>が</del>令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に</u></p>	<p>六条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車<del>が</del>平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<del>が</del>令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>〔略〕</p> <p>4 法附則第三十条第四項第一号及び第二号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第百六条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車<del>が</del>平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<del>が</del>令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p>

改正後	改正前
<p><u>は令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車</u>が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 <u>法附則第三十条第七項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第百六条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<u>が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>8 <u>法附則第三十条第八項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第百六条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<u>が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条の規</u></p>	



改正後	改正前
<p><u>定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第三十四条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第二項から<u>第八項</u>までの規定の適用を受け三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 [略]</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第四十九条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第百七十九条の規定の適用については、同条中「<u>法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額</u>」とあるのは「<u>法第七百三条の五に規定する総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によって計算した金額から十五万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額</u>」と、「<u>百十万円</u>」とあるのは「<u>百二十五万円</u>」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p>	<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第三十四条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第二項から<u>第五項</u>までの規定の適用を受け三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 [略]</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第四十九条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第百七十九条の規定の適用については、同条中「<u>法第七百三条の五に規定する総所得金額</u>_____」とあるのは、「<u>法第七百三条の五に規定する総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によって計算した金額から十五万円を控除した金額によるものとする。）</u>」_____とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p>

改正後	改正前
<p>第六十五条 〔略〕</p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第十六条の二の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。</u></p>	<p>第六十五条 〔略〕</p>

第二条による改正（青森市市税条例等の一部を改正する条例

（令和二年青森市条例第十七号）

改正後	改正前
<p>第二条 青森市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>〔中略〕</p> <p>第四十四条第一項中「第四項、第十九項、第二十二項及び第二十三項」を「第三十一項、第三十四項及び第三十五項」に、「第十項、第十一項及び第十三項」を「第九項、第十項及び第十二項」に、「第四項、第十九項及び第二十三項」を「第三十一項及び第三十五項」に、「同条第二十二項」を「同条第三十四項」に、「第三項」を「第二項後段」に改め、同条第二項中「第六十六条の七第五項及び第十一項又は第六十八条の九第一第四項及び第十項」を「第六十六条の七第四項及び第十項」に、「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第三十六項」に改め、同条第三項中「第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十八条の九十三の三第四項及び第十項」を「第六十六条の九の三第三項及び第九項」に、「第三百二十一条の八第二十五項」を「第三百二十一条の八第三十七項」に改め、同条第四項中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改め、同条第五項中「第三百二十一条の八第二十二項」を「第三百二十一条の八第三十四項」に、「同条第二十一項」を「同条第三十三項」に、「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「同条第二十三項」を「同条第三十五項」に改め、同条第六項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「同条第二十二項」を</p>	<p>第二条 青森市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>〔中略〕</p> <p>第四十四条第一項中「第四項、第十九項、第二十二項及び第二十三項」を「第三十一項、第三十四項及び第三十五項」に、「第十項、第十一項及び第十三項」を「第九項、第十項及び第十二項」に、「第四項、第十九項及び第二十三項」を「第三十一項及び第三十五項」に、「同条第二十二項」を「同条第三十四項」に、「第三項」を「第二項後段」に改め、同条第二項中「第六十六条の七第五項及び第十一項又は第六十八条の九第一第四項及び第十項」を「第六十六条の七第四項及び第十項」に、「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第三十六項」に改め、同条第三項中「第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十八条の九十三の三第四項及び第十項」を「第六十六条の九の三第三項及び第九項」に、「第三百二十一条の八第二十五項」を「第三百二十一条の八第三十七項」に改め、同条第四項中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改め、同条第五項中「第三百二十一条の八第二十二項」を「第三百二十一条の八第三十四項」に、「同条第二十一項」を「同条第三十三項」に、「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「同条第二十三項」を「同条第三十五項」に改め、同条第六項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「同条第二十二項」を</p>

改正後	改正前
<p>「同条第三十四項」に、「第三百二十一条の八第二十三項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に改め、同条第七項中「第三百二十一条の八第二十二項」を「第三百二十一条の八第三十四項」に、「第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、同項第二号中「第三百二十一条の八第二十三項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に改め、同条第九項を削り、同条第十項中「第三百二十一条の八第四十二項」を「<u>第三百二十一条の八第六十項</u>」に、「同条第四十二項」を「<u>同条第六十項</u>」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十項」を「第九項」に、「第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十二項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十三項前段」を「第十二項前段」に、「第三百二十一条の八第五十一項」を「<u>第三百二十一条の八第六十九項</u>」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第十三項後段」を「第十二項後段」に、「第十五項」を「第十四項」に、「第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）」を「第七十五条の五第三項若しくは第六項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十六項とする。</p>	<p>「同条第三十四項」に、「第三百二十一条の八第二十三項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に改め、同条第七項中「第三百二十一条の八第二十二項」を「第三百二十一条の八第三十四項」に、「第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、同項第二号中「第三百二十一条の八第二十三項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に改め、同条第九項を削り、同条第十項中「第三百二十一条の八第四十二項」を「<u>第三百二十一条の八第五十二項</u>」に、「同条第四十二項」を「<u>同条第五十二項</u>」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十項」を「第九項」に、「第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十二項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十三項前段」を「第十二項前段」に、「第三百二十一条の八第五十一項」を「<u>第三百二十一条の八第六十一項</u>」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第十三項後段」を「第十二項後段」に、「第十五項」を「第十四項」に、「第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）」を「第七十五条の五第三項若しくは第六項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十六項とする。</p>

改正後	改正前
<p>第四十五条第二項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「同条第二十三項」を「同条第三十五項」に、「、第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、同条第三項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、「（同条第二項又は第四項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第二号において同じ。）」を削り、同条第四項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「<u>第四十八条の十五の五第四項</u>」を「<u>第四十八条の十五の四第四項</u>」に改める。</p> <p>第四十七条第三項中「<u>第四十八条の十五の五第四項</u>」を「<u>第四十八条の十五の四第四項</u>」に改め、同条第四項から第六項までを削る。</p> <p>〔中略〕</p> <p>附則第十条第二項中「及び第四項」を削る。</p> <p>附則第十一条第一項中「及び第四項」及び「又は法人税法第八十一条の二十四第一項の規定により延長された法第三百二十一条の八第四項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第二項中「又は法第三百二十一条の八第四項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。</p>	<p>第四十五条第二項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「同条第二十三項」を「同条第三十五項」に、「、第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、同条第三項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、「（同条第二項又は第四項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第二号において同じ。）」を削り、同条第四項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に_____改める。</p> <p>第四十七条_____</p> <p>_____第四項から第六項までを削る。</p> <p>〔中略〕</p> <p>附則第十条第二項中「及び第四項」を削る。</p>